

スポーツセンター利用規程

(目的)

第1条 この規程は、トヨタ関連部品健康保険組合(以下「組合」という)の組合員の健康の保持増進と体力向上の場として設置されたスポーツセンターを、有効かつ適正に利用するために定める。

(利用者の範囲)

第2条 スポーツセンターを利用することができる者は、原則として組合の適用事業所(以下「事業所」という)及び組合員とする。
ただし、利用に支障がない範囲において、その他の者に利用させることができる。

(施設の種類)

第3条 この利用規程に定めるスポーツセンターの施設は、次のとおりとする。
(1)多目的グラウンド(野球場1面 兼 ソフトボール場3面)
(2)サッカー場 1面 (兼 ソフトボール場2面)
(3)テニスコート 13面 (オムニコート10面)

(施設の利用)

第4条 組合が主催する各種競技大会などの行事は、他に優先して利用を決定できるものとする。

2. 団体(大会)利用にあたっては、インターネット申し込みもしくは「事前利用申請書」を組合に提出し、組合は利用日の6ヶ月前の同日から受付をする。ただし、休日の利用においては月2回までとする。

3. その他の利用にあたっては、利用者がインターネット等の申込により下記の受付開始日とする。

テニス	組合員 一般共通	利用希望日の8週間(56日)前
グラウンド (サッカー・ソフトボール・野球)	組合員	利用希望日の8週間(56日)前
	一般	利用希望日の7週間(49日)前

(開場日と休場日)

第5条 スポーツセンターの休場日は次のとおりとし、それ以外は全て開場日とする。
(1)年末年始の12月29日から1月4日まで
(2)その他、組合が特に必要と認めた日

(開場時間と利用時間区分)

第6条 スポーツセンターの開場時間は、特別な場合を除き月～金曜日は9時30分から20時30分、土曜日は8時00分から21時30分、日曜日は8時00分から19時30分とし、利用時間区分は次のとおりとする。

月～金曜日

区分 ①10:00～12:00 ②12:00～14:00 ③14:00～16:00
④16:00～18:00 ⑤18:00～20:00

土曜日

区分 ①9:00～11:00 ②11:00～13:00 ③13:00～15:00
④15:00～17:00 ⑤17:00～19:00 ⑥19:00～21:00

日曜日

区分 ①9:00～11:00 ②11:00～13:00 ③13:00～15:00
④15:00～17:00 ⑤17:00～19:00

(夜間照明)

第7条 夜間利用する時の夜間照明の点灯時間は、月別に次の時間を目安とする。

1月	17:00	2月	17:30	3月	18:00	4月	18:30
5月	19:00	6月	19:00	7月	19:00	8月	19:00
9月	18:30	10月	17:30	11月	17:00	12月	17:00

(受付手続き)

第8条 利用者は利用直前に「事前利用申請書」または「利用申込書」と併せて、「保険証」「利用料」をスポーツセンター管理人に提出し、管理人の許可を得て利用できるものとする。

(利用料)

第9条 施設の利用料は「別表」のとおりとするが、利用者はスポーツセンターの自動券売機で利用料相当の利用券を購入し、利用券を管理人に提出することにより利用料の納付とする。
また、利用代表者は後払いの申し出をした場合、組合が後日発行する請求書に基づいて該当額を支払うことにより利用料の納付とする。

(利用料の返還)

第10条 利用料納付後、次の事態が生じたときは利用券の返戻をもって利用料の返還とする。

- (1)悪天候のため利用できなくなったとき
- (2)組合が利用を停止したとき
- (3)その他、特別な事情により組合が認めたとき

(キャンセル料の徴収)

第11条 利用申込後、利用しなかった者は下記に基づきキャンセル料を組合に支払うものとする。

- (1)第4条2項及び3項において1日当たりテニスコートを5面以上申込の場合

利用日の 6日前から
100%

- (2)前号以外の1日当たり申込の場合

前日・当日
100%

(利用料の減免)

第12条 組合が主催する行事及び組合が特に必要と認めた行事、または特別に関係のある団体については利用料を減免することができる。

(施設の管理)

第13条 組合はスポーツセンターの各施設について、利用者が安全かつ快適に利用できるように常に保守整備に務めなければならない。

(利用の心得)

第14条 組合はスポーツセンターの各施設が共同のものであり、互いに長く快適に利用できるように適正な利用に努めなければならない。

(利用の停止)

第15条 利用者のうち次の各号に該当する行為のあった者については、スポーツセンターの利用を取消し、または退場を命じ、状況に応じては一定期間利用を停止することができる。

- (1)「利用申込書」に虚偽の記載をして提出したとき
- (2)「利用連絡票」を他人に使用させたとき
- (3)組合及びスポーツセンター管理人の指示に従わなかったとき
- (4)秩序、風紀を乱し、他人に迷惑となる行為があったとき
- (5)その他、スポーツセンター設置の目的に反する行為があったとき

(施設の破損と弁済)

第16条 スポーツセンター利用中に施設備品等を故意に破損、または滅失されたときは、その損害を弁済するものとする。

(本規程に定めない事項の解決)

第17条 本規程に定めのない事項、または運用上疑義を生じた事項については、その都度すみやかに組合で解決する。

「別表」

施設名		利用料金(1面2時間)		照明料金 (1面30分)
		組合員	組合員外	
テニスコート		900円	1,350円	350円
多目的 グラウンド	野球場	3,000円	4,500円	
	ソフト ボール	1,500円	2,250円	1,100円
サッカー場		3,000円	4,500円	1,650円

※組合員外の利用は曜日にかかわらず組合員の1.5倍とする。

附則 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附則 (第4条 利用1週間以内の予約はスポーツセンター管理人が受付することを追加する)
この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則 (第3条 (3)テニスコート(オムニコート10面、ハードコート3面)の内訳を追加する)
(第4条 利用1週間以内の予約はスポーツセンター管理人が受付を削除し、利用前日まで組合事務所にて受付することを追加する)
(第4条 組合員外の利用予約は利用希望日の2週間前から予約を受け付けることを追加する)
(「別表」の利用料金および照明料金を変更する)
この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則 (第6条 特例日を削除する)
(第11条 利用日の前日までを利用日の2日前までに変更する)
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則 (第4条 団体利用を2項、その他の利用を3項で分けて記載する)
(第8条 事前利用申請書の提出を追加する)
(第9条 利用料の後払いを追加する)
(第11条 キャンセル料を場合により変更する)
この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則 (第4条 2項 (1)、(2)組合員・一般の利用受付日を統一し記載する)
(第4条 3項 (1)、(2)組合員・一般の利用受付日を統一し記載する)
(「別表」の照明料金を変更する)
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則 (第3条 (3)テニスコート(ハードコート3面)を削除する)
この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附則 (第4条 2項 インターネット申込みを追加する。)
(第4条 3項 受付開始日に変更する。)
(第6条 金、土、日曜日の開場時間を変更する。)
(第11条 (1)50%のキャンセル料発生を廃止)
(第11条 (1)100%キャンセル料発生日を6日前に変更)
この規程は、令和3年4月1日から施行する。